



長野労働局発表 27-44  
平成 27 年 10 月 28 日

担	長野労働局
当	労働基準部監督課
	課長 渡邊 暁
	主任監察監督官 久間 誠司
	電話 026-223-0553

## 「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します

長野労働局(局長 岡崎直人)では、若者の「使い捨て」や長時間労働による過労死等が社会で大きな問題となっていることを受けて、以下の取組を行います。

### 1 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

### 2 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施します。

実施日時 : 11月7日(土) 9:00~17:00

### 1 実施期間

平成 27 年 11 月 1 日 (日) から 11 月 30 日 (月) までの 1 か月間

### 2 具体的な取組

#### (1) 重点監督の実施

##### ア 監督の対象とする事業場等

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。

\* 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

##### イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

## ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

## (2) 電話相談の実施

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業  
0120-794-713

平成27年11月7日(土) 9:00~17:00

\* 長野県の電話相談は、東京労働局にて実施。

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

○ 最寄りの労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30~17:15)

○ 労働条件相談ホットライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働  
0120-811-610

月・火・木・金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00

○ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関して情報を受け付けています。

## (3) 周知・啓発の実施

使用者へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

## (4) 企業における自主的な過重労働防止対策の推進

事業主、労務担当責任者等を対象に長野県を含む全国26か所で計33回、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を実施します。

\* 長野会場 11/18(水) 13:30~16:00 JA長野ビル12階会議室B

問い合わせ先 過重労働解消セミナー運営事務局

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル

TEL: 03-5913-6033(平日9時~18時) FAX: 03-5913-6409

## 3 その他

キャンペーンの実施に先立ち、10月5日~26日にかけて、一般社団法人長野県経営者協会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会連合会の経営者団体等4団体及び日本労働組合総連合会長野県連合会(連合長野)に対して、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行いました。